

一般家庭用クリーニング作業における外国人技能実習生
受入れ適合事業所認定制度 関連規程等

認 定 証

一般家庭用クリーニング作業
外国人技能実習生受入適合
クリーニング所

事業所名： _____

認定番号： _____

認定期間： 2025年 ○月 から
2028年 ○月 まで

貴事業所を一般家庭用クリーニング作業に
おける外国人技能実習生受入適合事業所と
して認定致します。

CLEAN LIFE ASSOCIATION
一般社団法人クリーンライフ協会

一般社団法人 クリーンライフ協会

一般家庭用クリーニング作業における外国人技能実習生 受入れ適合事業所認定にかかる運営規程

(目 的)

- 第1条** 本規程は一般家庭用クリーニング作業を営む事業者(以下「事業者」という。)が、技能実習評価試験が必要な外国人技能実習生を受け入れるにあたり、当該実習生の人権が適法に守られ、かつ十分な技能移転が実行される体制が受け入れクリーニング所に整備されていることを審査することを目的とする。
2. 一般社団法人クリーンライフ協会(以下「本協会」という。)は、関係法令等に準拠した認定基準を作成し、この基準に適合するクリーニング所を適合事業所として認定し、認定証を交付する。
3. 前項規定の認定証の交付を受けていない事業所が受け入れている外国人技能実習生は、本協会が実施する一般家庭用クリーニング作業技能評価試験の受検資格を認めないことで、第1項の目的を達成させる。

(認定要件)

- 第2条** 一般家庭用クリーニング作業を営む事業者(以下「事業者」という)が、申請に基づき、協会が別に定める資格要件に適合している場合、認定する。

(組織及び業務)

- 第3条** 本協会は、認定制度の実施に当たり、認定基準の策定、認定のための審査等を行う認定審査委員会(以下「委員会」という)を設置する。
- (1) 委員会の委員は、3人以上5人以内とし、学識者及び本協会の役員によって構成する。
- (2) 委員会の委員長は、学識経験者とする。
- (3) 委員会の委員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- (4) 調査員は、委員会から推薦されたものについて、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- (5) その他、認定基準に関し必要な事項は、理事会の議決を経た「認定制度実施要綱」に定める。

(委員の任期)

- 第4条** 委員会の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(申請手続)

- 第5条** 認定を受けようとする事業者は、認定申請書に別に定める書類を添付して、正本1部及び副本1部計2部を会長に提出するとともに、別に定める審査手数料を納入しなければならない。

(審 査)

- 第6条** 委員会は、認定基準に適合するか否かについて、申請書類及び申請事業者へのヒアリングを基に合否判定を行い、審査結果を会長に報告する。
2. 委員会が必要と判断した場合は、認定申請書に別に定める書類の他に追加の書類の提出を求める事ができる。また、申請事業所の実地調査を行うことができる。この場合、申請事業者は、別に定める実地調査費を支払わなければならない。
3. 委員会は、審査内容に軽微な不備があり容易に修正可能と判断した場合は、申請事業者に対して必要な指導・助言を行うことができる。この場合、都度定める期日までに修正・改善が認められたときは、これをもって合否を判断する。

(認定及び認定証の交付)

第7条 会長は、委員会の審査結果の報告に基づき、認定を行い、認定証を交付する。

(1) 認定日については、これを別に定める。

(2) 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という）は、別に定めるところにより、協会に認定登録料を納入しなければならない。

(認定証の有効期間)

第8条 認定証の有効期間は、別にこれを定める。

(検 証)

第9条 委員会は、認定事業者に関して認定基準に違反が認められる場合等、必要に応じ、改めて実地調査を行い、認定を行った認定基準に適合した全内容について検証し、この結果を会長に報告する。

(1) 会長は、委員会の報告に基づき、改善勧告または認定の取り消しの措置を行う。

(2) 検証のための調査を受けた事業者は、別に定める実地調査費を支払わなければならない。

(調査協力及び報告の義務)

第10条 認定事業者は、次の各号に定める義務を履行しなければならない。

(1) 審査及び検証に必要な調査、または会長が特に必要があるとして行う調査に協力すること。

(2) 事業の廃止等の事実が発生した際、その日から30日以内にその旨を会長に届け出ること。

(3) 委員会が特に必要があると求めた報告、資料の提出等に応じること。

(認定の取り消し等)

第11条 認定事業者が、認定基準適合要件を欠いた場合、または第7条の(2)もしくは第10条の遵守を怠った場合、その他本制度の実施に支障を及ぼす行為を行った場合は、委員会において審査し、会長は、その審査結果に基づき改善勧告または認定の取り消しの措置を行う。

(その他)

第12条 本制度に関し必要な事項があれば理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

第1条（施行期日）

この実施要綱は、2025年3月7日に施行する。

認定制度実施要綱

1. 事業者の資格要件

一般家庭用クリーニング作業における外国人技能実習生受入れ適合事業所の認定申請を受けることができる事業者は、次の要件を満たしていなければならない。

- ① 日本国内で一般家庭用クリーニング作業を営む事業者であること
- ② 適切な施設・設備を有していること
- ③ 適正な技能実習指導員が配置されること。技能実習指導員は5名を超えるごとに1名配置すること。技能実習指導員はクリーニング師（実務経験5年以上）であること。
- ④ 衛生管理教育が徹底され実践されること。クリーニング所の自主管理点検表を提出でき、衛生管理が適正に運営されていることが確認できること
- ⑤ 労働災害防止等に係る対策が講じられていること
- ⑥ 労働・雇用関連法規が遵守されていること
- ⑦ 技能実習生の待遇が保障されていること

2. 認定の基準

前項の各要件を満たしていると、本協会が設置する「認定審査委員会(以下、「委員会」という。)」が認めたもの。

3. 認定

- (1) 認定は、一般クリーニング所(施設ごと)を単位として行う。
- (2) 認定日は、9月1日、3月1日及び本協会会長が必要と認めた日とする。
- (3) 認定に必要な審査は、書類審査及びヒアリング審査（WEB）とする。
- (4) 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という）は、別に定める認定登録料を納入し、認定証の交付を受ける。なお、一旦納入した認定登録料は返還しない。
- (5) 審査の結果、実地調査が必要と判定された事業者は、別に定める実地調査費を納入しなければならない。なお、一旦納入した実地調査費は返還しない。
- (6) 認定を受けた事業所(以下、「認定施設」という。)を合併または吸収した事業者が、当該施設の認定を改めて受けようとする場合は、(1)から(5)に準ずるものとする。
- (7) 認定のための審査及び調査について必要な事項があれば、会長がこれを別に定める。

4. 申請手続

- (1) 認定を受けようとする事業者は、施設ごとに認定申請書(様式1)に次に定める書類を添付し、申請締め切り日(認定日の60日前期限)までに、審査手数料を添えて会長に提出しなければならない。

■事業者関係 ※複数事業所申請の場合であっても、提出は1葉のみ

- ① 事業者調書(様式2)
- ② 登記簿謄本／事業者が個人の場合は、住民票抄本(写)
- ③ 技能実習生受入れに係る概況調査票(様式3)
- ④ 代表者誓約書(様式4)
- ⑤ 貸借対照表・損益計算書各々3期分 期末より6ヶ月を経過している場合は直近の試算表
- ⑥ 就業規則・給与規定・育児介護休業規定（規定のある物のみ提出）
- ⑦ 雇用契約書（社員3名分・パート・アルバイト3名分）
- ⑧ 給与台帳3ヶ月分（社員3名分・パート・アルバイト3名分）
- ⑨ 出勤簿（社員3名分・パート・アルバイト3名分）※給与台帳で代用可

- ⑩ 有給休暇を管理している一覧表（様式は任意）
- ⑪ 労働保険関係が適用されている事が確認できる書類（成立届控・継続事業関係通知書・労働保険料申告書控など）

■受入事業所関係 ※申請事業所ごとに作成

- ⑫ 申請事業所概況書(様式5)
- ⑬ クリーニング所開設届(写)、または許可証(写)
- ⑭ 標準営業約款登録店を証する書類（標準営業約款登録店標識等）
- ⑮ クリーニング所自主点検管理表（様式は任意で例は様式6）
- ⑯ 技能実習指導員 クリーニング師研修受講済証（写）
- ⑰ 技能実習指導員 技能実習指導員講習受講証明書（写）
- ⑱ 安全管理体制表（様式は任意でP18に例）
- ⑲ 防災訓練の実施が確認できる書類（自衛消防訓練実施結果記録書など）
- ⑳ 健康診断の実施が確認できる書類（様式9）と下記の書類
 - * 50人以上の事業者は健康診断報告書
 - * それ以外の事業所は健康診断結果などで実施人数が確認できるもの

■その他

- ㉑ 審査手数料払込確認書類(写)
- (2) 認定施設を合併等をした事業者が、当該施設の認定を受けようとする場合は、当該認定の残存期間の有無にかかわらず、改めて前項①～⑫の書類に加え、次の書類を提出しなければならない。
- ① 合併等をした当該認定施設の名称並びに認定番号を報告する書類（様式を別に定める）
 - ② 認定施設を合併等したことを証明する書類（合併契約書（写）。ただし、申請手続の登記謄本等の番号にその記載がある場合を除く）
- (3) 上記提出書類について、認定の有効期間内に期限となった場合、更新し、届出るものとする（様式7）。

5. 更新手続き

- (1) 認定施設の継続更新を希望する事業者は、更新申請書(様式7)及び初回申請時、あるいは変更届提出時に添付した書類の中で変更が生じているものをすべて添付のうえ、更新手数料を添えて、有効期限の2ヶ月前までに会長に提出しなければならない。
- (2) 更新申請期日までに書類の提出及び更新手数料の入金が確認できなかった場合、それ以降の申請については、新規の申請として取り扱う。

6. 変更等の届出

- (1) 認定事業者は、次の事実が発生したときは、30日以内にその内容を記した変更届(様式8)を会長に届け出なければならない。
 - ① 事業内容に変更があった場合
 - ② 事業者名及び住所に変更があった場合
 - ③ 代表者及びクリーニング師の異動があった場合
 - ④ その他認定を受けた内容に変更があった場合
- (2) 認定事業者又は認定施設を合併等しようとする事業者は、前項各号の事実の発生前に届け出ることができる。

7. 有効期間

- (1) 認定の有効期間は、認定日から3年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに更新の手続きが行われたにもかかわらず、期間満了までに申請の可否についての通知がなされなかった場合にはその通知がなされるまでの間は有効期限とみなす。
- (2) 認定施設が他の事業者に合併等をされた場合は、認定有効期限は合併等が行われた日をもって消滅する。

8. 検 証

- (1) 委員会は、認定事業者または認定施設が次のいずれかに該当する場合は、認定基準に適合したものであるかを確認するため検証を行い、その結果を会長に報告する。
 - ① 認定基準違反が認められる場合
 - ② 事業内容の変更があり、検証が必要と認められる場合
 - ③ 委員会が検証を必要と認める場合
- (2) 検証を受けた事業者は、別に定める検証費用を納入しなければならない。なお、一旦納入した検証費用は返還しない。

9. 認定の取り消し

- (1) 前項の検証の結果、当該認定施設が、一般家庭用クリーニング作業における外国人技能実習生受入れ事業所として不適合と判断されたときは、本協会はその旨を当該事業者へ通知し、認定を取り消す。
- (2) 当事者から連絡がない場合であっても、当該認定施設の閉鎖等が確認できた際は、即時に認定を取り消す。

附 則

第1条（施行期日）

この実施要綱は、2025年3月7日に施行する。

第2条（改正）

- 1 この実施要項は、2025年5月17日に改正する。
- 2 この実施要項は、2025年9月10日に改正する。

一般家庭用クリーニング作業における外国人技能実習生 受入れ適合事業所認定制度 認定申請書

一般社団法人 クリーンライフ協会 会長殿

申請事業者

(印)

代表者名

(印)

外国人技能実習生の受入れにあたり、貴協会の定める「受入れ適合事業所」の認定を受けたいので下記記載の書類を添付の上、申請をいたします。

〔添付書類〕

■事業者関係

※複数事業所申請の場合であっても、提出は1葉のみ。

1. 事業者調書(様式2)
2. 登記簿謄本／事業者が個人の場合は、住民票抄本(写)
3. 技能実習生受入れに係る概況調査票(様式3)
4. 代表者誓約書(様式4)
5. 貸借対照表・損益計算書各々3期分 期末より6ヶ月を経過している場合は直近の試算表
6. 就業規則・給与規定・育児介護休業規定 (規定のある物のみ提出)
7. 雇用契約書(社員3名分・パート・アルバイト3名分)
8. 給与台帳3ヶ月分(社員3名分・パート・アルバイト3名分)
9. 出勤簿(社員3名分・パート・アルバイト3名分) ※給与台帳で代用も可
10. 有給休暇を管理している一覧表(様式は任意)
11. 労働保険関係が適用されている事が確認できる書類(成立届控・継続事業関係通知書・労働保険料申告書控など)

■受入事業所関係 ※申請事業所ごとに作成

12. 申請事業所概況書(様式5)
13. クリーニング所開設届(写)、または許可証(写)
14. 標準営業約款登録店を証する書類(標準営業約款登録店標識等)
15. クリーニング所自主点検管理表(様式は任意で例は様式6)
16. 技能実習指導員 クリーニング師研修受講済証(写)
17. 技能実習指導員 技能実習指導員講習受講証明書(写)
18. 安全管理体制表(様式は任意でP21に例)
19. 防災訓練の実施が確認できる書類(自衛消防訓練実施結果記録書など)
20. 健康診断の実施が確認できる書類(様式9)と下記の書類
 - * 50人以上の事業者は健康診断報告書
 - * それ以外の事業所は健康診断結果などで実施人数が確認できるもの

■その他

21. 審査手数料払込確認書類(写)

正本1部を添付いたします。

〔本申請に係る担当者名並びに連絡先〕

所属先・役職名	
氏名(フリガナ)	
勤務先住所	
電話番号／FAX 番号	
E-mail	
特記事項 (連絡可能時間帯等)	

申請書類送付先

申請書類は下記へ郵送ください・

一般社団法人 クリーンライフ協会 事務局
〒140-0004
東京都品川区南品川4-4-4 TSビル4階
TEL 03-5843-4303

(様式2)

年 月 日

事業者調書

※複数事業所申請の場合であっても、提出は1葉のみ。

年 月 日現在

事業者名	(法人番号)	
設立年月	年 月	
代表者名	(肩書)	(氏名)
本社所在地		
TEL/FAX	TEL.	FAX.
E-mail (※) ※ヒアリング審査は原則として web にて実施します。当欄には web ヒアリングで使用する予定の端末のアドレスをご記入ください。		
保有施設状況	ク リ ー ニ ン グ 工 場 数 施設 _____ 施設	取次所数 _____ 施設
総従業員数	合計 _____ 人 (内訳) 正社員 _____ 人 / パート _____ 人	
年間売上高 (一般家庭用クリーニング作業/ ホームクリーニング)	_____ 年度 _____ 万円 ＊リネンサプライ仕上げ作業の技能実習計画審査基準の作業定義に記載されているリネン繊維製品は除く	
一般家庭用クリーニング作業(ホームクリーニング)以外の実施事業		
外国人技能実習生 受入状況	1. 今まで受け入れたことはない 2. 過去に受け入れ実績はあるが現在は受入れていない ⇒主な受入国 () () () ⇒受入人数(累計) 延_____人 3. 現在受入中 ⇒主な受入国 () () () 計_____人 4. 認定期間の受入れ予定数 () 人うち初年度 () 人	
加盟団体 ※右記の中で加盟している団体すべてに○を記入	1. (都道府県)クリーニング生活衛生同業組合 2. 全国クリーニング協議会 3. 日本クリーニング生産性協議会 4. 特定非営利活動法人日本繊維商品めんでなんす研究会 5. 一般社団法人日本リネンサプライ協会 6. 一般社団法人日本病院寝具協会 7. 全国ダイアパーリース協同組合連合会 8. 一般社団法人日本ダストコントロール協会 9. 全国おしぼり協同組合連合会 10. その他()	

年 月 日

技能実習生受入に係る概況調査票

※複数事業所申請の場合であっても、提出は1葉のみ。

◆下表の各項目に関して、「はい」または「いいえ」欄のいずれかに○印または✓印を入れて下さい。

はい	いいえ	質 問 事 項
		就業規則を作成し、従業員に開示している
		すべての従業員と個別に雇用契約書またはパート雇用契約書を交わしている
		労基法に基づく 36 協定(同法 36 条関係)を締結している
		労基法に定める労働時間、休憩時間、休日・休暇等を適切に遵守している
		最低賃金額を上回る賃金を支払っている
		時間外労働に対して、法令に基づき割増賃金を支給している
		パート労働者を含めて、雇用保険、労災保険に加入している
		社会保険(厚生年金、健康保険)に加入している
		常時雇用者に対し、年に1回以上健康診断を受診させている
		有機溶剤作業主任者を選任している(ドライ溶剤使用事業所のみ)
		半年ごとに作業環境測定を行っている(パーク溶剤使用事業所のみ)
		安全衛生教育を定期的実施している
		労働災害防止に係る5S教育を徹底している
		熱中症防止のための措置を講じている
		定期的に防災訓練、消防訓練を実施している
		消防法、廃棄物処理法等に基づき、対象物を適正に安全管理している
		衛生管理マニュアルを作成し、適正な衛生管理を行っている
		機械設備の保守点検を日常的に実施し、その記録を保管している
		工場内の従業員教育体制が整っている
		従業員がすぐに確認できる場所に作業工程マニュアル等を常備している
		保健所に届出ている業務従事クリーニング師に適法に研修を受講させている

「いいえ」がある場合は、対応をお願いします。

記入者署名欄

代 表 者 誓 約 書

※複数事業所申請の場合であっても、提出は1葉のみ。

一般社団法人 クリーンライフ協会 会長殿

私は、外国人技能実習生の受入れに際し、下記各条項を遵守することを誓約いたします。

※左欄のチェックボックスにもチェックを入れて下さい。

- ☐ 1. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)をはじめとする外国人技能実習関連法令を適正に遵守すること
- ☐ 2. 労働基準法その他労働・雇用関連法令を適正に遵守すること
- ☐ 3. クリーニング業法をはじめとするクリーニング業に係る関係法令を適正に遵守すること
- ☐ 4. 受入れた外国人技能実習生に対し、一般家庭用クリーニング作業の審査基準(コード7-14-2)に記載された内容に基づき必ず実習計画立て、申請を行うこと
- ☐ 5. 受入れた外国人技能実習生に対し、一般家庭用クリーニング作業審査基準に記載した実習内容以外の作業(受付・集配等)をさせないこと
- ☐ 6. 貴協会の定める各種関連規程等を遵守し、適切な手続き等を行うこと
- ☐ 7. 貴協会の実施する審査の結果に対し異議を申し立てないこと
- ☐ 8. 当認定制度が、外国人技能実習生を受け入れるための一定基準を満たすかどうかを確認するための制度であることを十分認識しており、当法人と受入れた外国人技能実習生との間に万が一何らかのトラブルが生じたとしても、貴協会には一切の責任を問わないこと
- ☐ 9. リネンサプライ仕上げ作業の技能実習計画審査基準の作業定義に記載されている
下記のリネン繊維製品の業務には一切従事させないこと
ホテルリネン関係(ホテル、旅館、レストラン、スーパー銭湯、サウナバス、ゴルフ場等で使用されるシーツ、デュベ(羽毛布団)カバー、包布、ピローケース、タオル、浴衣・ガウン・館内着、テーブルクロス、ナプキン、ユニフォーム等)及び病院寝具関係(病院、診療所等で使用されるシーツ、デュベ(羽毛布団)カバー、包布、ピローケース、病衣、パジャマ、ドローシーツ等)の繊維製品

*****健康診断の実施が確認できる書類(様式9)で受診率100%でない場合*****

- ☐ 10. 健康診断の受診率を次年度において最低でも80%以上とし、100%に近づけるようにすること

以上

年 月 日

申請事業者(法人名) _____ (印)

代 表 者 名 _____ (印)

申請事業所概況書

※申請事業所ごとに作成

事業所名			
所在地			
立地場所	工業/準工業地帯	商業地域	住宅地域 その他()
TEL/FAX	TEL.	FAX.	
E-mail			
当該事業所 管理責任者	(肩書)	(氏名)	
技能実習生 指導責任者	(肩書)	(氏名)	
技能実習 指導員 ※実習生5名を超えるごとに 1名置く	(肩書)	(氏名)	
当該事業所 従業員数	合計 _____人 (内訳) 正社員 _____人 / パート _____人		
取扱業務	1. ランドリー >>>>水洗機台数 _____ 台 合計総kg数 _____ k g 2. ドライクリーニング>>ドライ機台数 _____ 台 合計総kg数 _____ k g 3. ウエットクリーニング 4. リネンサプライ関係 5. 特殊品(毛皮・皮革製品等)加工 6. リペア・リフォーム 7. 保管サービス 8. その他(_____)		
取扱い溶剤	石油系溶剤	テトラクロロエチレン	フッ素系溶剤 その他
外国人技能実習生 受入状況	1. 今まで受け入れたことはない 2. 過去に受け入れ実績はあるが現在は受入れていない ⇒主な受入国 () () () ⇒受入人数(累計) 延_____人 3. 現在受入中 ⇒主な受入国 () () () 計_____人 4. 認定期間の受け入れ予定数 () 人うち初年度 () 人		
その他、特記事項			

【实施方法】

一般家庭用クリーニング作業にかかる外国人技能実習生受入れ適合クリーニング所

更 新 申 請 書

一般社団法人 クリーンライフ協会 会長殿

申請事業者(法人名) ㊞

代 表 者 名 ㊞

年 月 1 日付で、貴協会より適合クリーニング所の認定を得た下記事業所について継続して認定を受けたいので、下記記載の書類を添付の上、更新申請をいたします。

事業所名		
事業所認定番号	(認定日) 年 月 1 日付 (認定番号)	
所在地		
TEL/FAX	TEL.	FAX.
E-mail		
当該更新 申請責任者	(肩書) (氏名)	
※参考 認定期間中の 受け入れ実績	⇒主な受入国 ()()() ⇒受入人数(累計) 延_____人	
添付書類	■事業者関係 ① 事業者調書(様式 2) ② 登記簿謄本／事業者が個人の場合は、住民票抄本(写) ③ 技能実習生受入れに係る概況調査票(様式 3) ④ 代表者誓約書(様式 4) ⑤ 貸借対照表・損益計算書各々 3 期分 期末より 6 ヶ月を経過している場合は直近の試算表 ⑥ 就業規則・給与規定・育児介護休業規定 (規定のある物のみ提出) ⑦ 雇用契約書(社員 3 名分・パート・アルバイト 3 名分) ⑧ 給与台帳 3 ヶ月分(社員 3 名分・パート・アルバイト 3 名分) ⑨ 出勤簿(社員 3 名分・パート・アルバイト 3 名分) 給与台帳で代用も可 ⑩ 有給休暇を管理している一覧表(様式は任意)	

	⑪ 労働保険関係が適用されている事が確認できる書類（成立届控・継続事業関係通知書・労働保険料申告書控など） ■受入事業所関係 ※申請事業所ごとに作成 ⑫ 申請事業所概況書(様式5) ⑬ クリーニング所開設届(写)、または許可証(写) ⑭ 標準営業約款登録店を証する書類（標準営業約款登録店標識等） ⑮ クリーニング所自主点検管理表（様式は任意で例は様式6） ⑯ 技能実習指導員 クリーニング師研修受講済証（写） ⑰ 技能実習指導員 技能実習指導員講習受講証明書（写） ⑱ 安全管理体制表（様式は任意でP18に例） ⑲ 防災訓練の実施が確認できる書類（自衛消防訓練実施結果記録書など） ⑳ 健康診断の実施が確認できる書類（様式9）と下記の書類 ＊50人以上の事業者は健康診断報告書 ＊それ以外の事業所は健康診断結果などで実施人数が確認できるもの ■その他 ㉑ 審査手数料払込確認書類(写)
--	--

(様式8)

※申請事業所ごとに作成

年 月 日

変 更 届

一般社団法人 クリーンライフ協会 会長殿

申請事業者(法人名) (印)代 表 者 名 (印)

年 月 1 日付で、貴協会より適合クリーニング所の認定を得た下記事業所について、申請内容に下記の通り変更が生じたので、関連書類を添付の上、届出いたします。

事業所名		
事業所認定番号	(認定日) 年 月 1 日付 (認定番号)	
所在地		
TEL/FAX	TEL.	FAX.
E-mail		
当該変更 申請責任者	(肩書) (氏名)	
変更内容 (できるだけ具体的に ご記入ください)		
変更理由 (できるだけ具体的に ご記入ください)		
添付書類 ※変更内容に関わる 書類及び内容が確 認できる書類のみ 添付。添付資料の □に✓を記入のこ と	■事業者関係 ☐① 事業者調書(様式2) ☐② 登記簿謄本／事業者が個人の場合は、住民票抄本(写) ☐③ 技能実習生受入れに係る概況調査票(様式3) ☐④ 代表者誓約書(様式4) ☐⑤ 貸借対照表・損益計算書各々3期分 期末より6ヶ月を経過している場合は直近の試算表 ☐⑥ 就業規則・給与規定・育児介護休業規定 (規定のある物のみ提出) ☐⑦ 雇用契約書(社員3名分・パート・アルバイト3名分) ☐⑧ 給与台帳3ヶ月分(社員3名分・パート・アルバイト3名分) ☐⑨ 出勤簿(社員3名分・パート・アルバイト3名分)給与台帳で代用も可 ☐⑩ 有給休暇を管理している一覧表(様式は任意) ☐⑪ 労働保険関係が適用されている事が確認できる書類(成立届控・継続事業関係通知書・労働保険料申告書控など)	

添付書類 ※変更内容に関わる書類及び内容が確認できる書類のみ添付。添付資料の□に✓を記入のこと	■受入事業所関係 ※申請事業所ごとに作成 □⑫ 申請事業所概況書(様式5) □⑬ クリーニング所開設届(写)、または許可証(写) □⑭ 標準営業約款登録店を証する書類（標準営業約款登録店標識等） □⑮ クリーニング所自主点検管理表（様式は任意で例は様式6） □⑯ 技能実習指導員 クリーニング師研修受講済証（写） □⑰ 技能実習指導員 技能実習指導員講習受講証明書（写） □⑱ 安全管理体制表（様式は任意でP 18に例） □⑲ 防災訓練の実施が確認できる書類（自衛消防訓練実施結果記録書など） □⑳ 健康診断の実施が確認できる書類（様式9）と下記の書類 * 50人以上の事業者は健康診断報告書 * それ以外の事業所は健康診断結果などで実施人数が確認できるもの ■その他 □㉑ 更新手数料払込確認書類(写)
--	--

健康診断の実施が確認できる書類

【提出書類】

＊50人以上の事業者は健康診断報告書

＊それ以外の事業所は健康診断結果などで実施人数が確認できるもの

労働安全衛生法で、パートタイム労働者などの短時間しか働かない従業員でも、正規従業員の4分の3以上働く人には、一般定期健康診断を受診させることを義務づけています。

正規従業員数＋正規従業員の4分の3以上働く人数 _____人 ①

過去1年間に健康診断を受診した人数 _____人 ②

受診率 $(② \div ①) \times 100$ _____%

受診率100%でない場合は次年度において最低でも80%以上とし、100%に近づけるようにすることとして、代表者誓約書（様式4）の項目（10）にチェックを入れ誓約してください。

＊テトラクロロエチレンを使用している事業所は、特殊健康診断の受診が確認できるものを提出ください。

一般家庭用クリーニング作業にかかる外国人技能実習生受入れ適合クリーニング所 審査手数料、認定登録料及び更新手数料等に関する内規

ホームクリーニング業における外国人技能実習生受入れ適合クリーニング所の認定にかかる運営規程(以下、「規程」という。)、並びに認定制度実施要綱(以下、「要綱」という。)に基づき、当該認定に掛かる申請手数料、認定料及び実地調査費は、それぞれ次のとおり設定する。

1. 申請手数料 (規程 第5条、第6条関係／要綱 3. (4)(5)関係)

- (1) 初回申請手数料は、66,000 円(税込)とする。
- (2) 認定審査委員会が必要と認めた際は、実地調査に係る交通費実費を別途請求できる。
- (3) 審査で不合格判定が出た場合、判定日から8か月以内に再度審査申込みのあった事業所に限り、審査手数料は 22,000 円(税込)とする。
- (4) 同一事業者が複数の事業所(施設)を同一認定日に登録申請を行う場合、一事業所(施設)当たりの認定申請料は 44,000 円(税込)に減免する。

2. 認定登録料 (規程 第7条関係)

- (1) 初回認定登録料は、一事業所(施設)当たり 33,000 円(税込)とする。
- (2) 同一事業者が複数の事業所(施設)を同一認定日に登録申請を行った場合、一事業所(施設)当たりの認定登録料は 22,000 円(税込)に減免する。

3. 更新申請手数料 (要綱 6. (1)関係)

- (1) 認定を受けた者が、認定の更新をする際の手数料は、一事業所(施設)当たり 33,000 円(税込)とする。
- (2) 更新手数料に関しては、減免措置を設けない。

4. 調査費用の負担 (規程 第9条関係／要綱 8. (2)関係)

- (1) 規程第8条並びに要綱8. に規定の「検証」が必要と判断された場合、当該事業者は審査認定委員会が個別に算出した再調査にかかる費用を支弁しなければならない。
- (2) その他、審査認定委員会が妥当だと認めた場合においても、前項と同様とする。

5. 事業所認定制度における手数料などの振込先

株式会社三菱UFJ銀行
四谷支店(051) 普通口座 0462690
口座名 一般社団法人クリーンライフ協会

適格請求書発行事業者登録番号 T2011105009428

附則

第1条

本内規は、2025年3月7日より施行する。

認定審査委員会の運営並びに実地調査員の役割等に関する内規

1. 委員会及び委員

- (1) 認定審査委員会(以下、「委員会」という。)の運営は、本協会「委員会の設置並びに運営規程」に準拠して運営する。ただし、会長が必要と判断した場合は、この限りではない。
- (2) 委員会は、学識経験者及び本協会役員 3 名以上 5 名以内で構成し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- (3) 学識経験者は、審査内容を鑑み、社会保険労務士、中小企業診断士、公衆衛生専門家(衛生行政経験者を含む)の中から選任する。
- (4) 本協会役員より選任された委員は、審査の対象事業所に関係があると認められる場合は、当該審査の際は審査から除外する。

2. 実地調査員の選任

- (1) 申請事業所への実地調査にあたる者は、原則として委員会の委員とする。
ただし、委員会が適切と認めた者に調査を委嘱することができる。
- (2) 委員会は前項但し書きの者を委嘱する際は、当該対象施設の利害関係者に委嘱してはならない。

3. 守秘義務

委員並びに実地調査員、本協会役職員は、本審査並びに実地調査で知り得た申請事業所の情報については守秘義務を有する。

附則

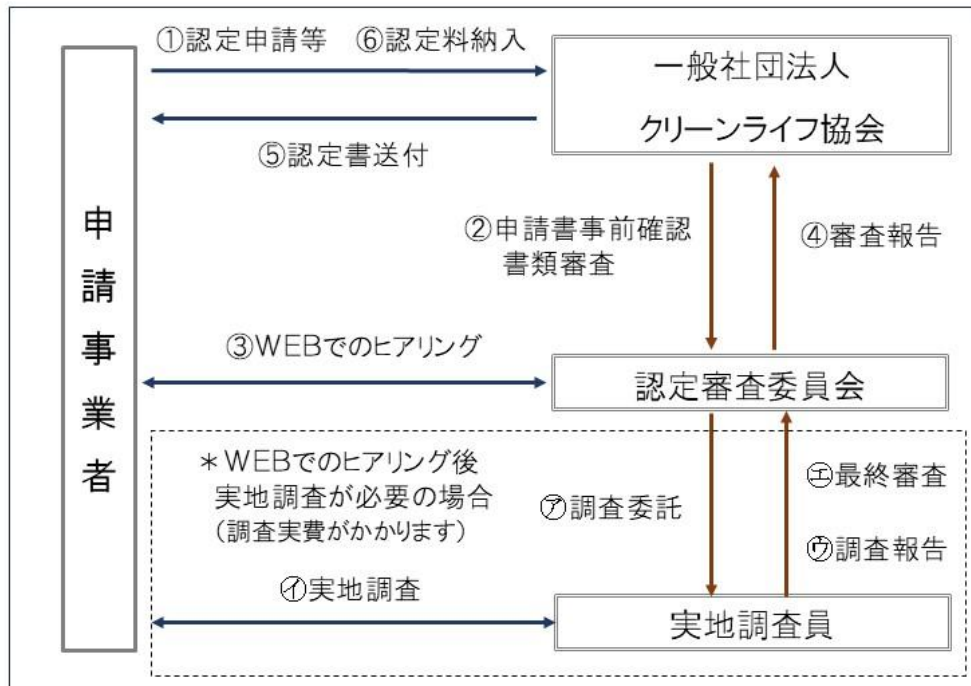
第1条

本内規は、2025年3月7日より施行する。

〔構成委員〕

委員長	角田 正史	防衛医科大学校 衛生学公衆衛生学講座 教授
委員	河合 正嗣	中小企業診断士
	若山 純	社会保険労務士
	水上 直樹	元株式会社白洋舎工場部部長兼品質管理室長

一般家庭用クリーニング作業における外国人技能実習生
受入れ適合事業所認定制度概略図



安全管理体制組織図（例）

